

近畿財務局よりの説明資料「資料2」

今後の手続きについて（説明資料）

平成26年12月17日時点における今後の手続き（予定）の説明資料です。

別添資料の各書式は現時点で確定したものではありません。修正の可能性もあります。

定期借地契約は、大阪府私学審議会において本件計画が認可適当と答申され、国有財産近畿地方審議会でも本件売払いを前提とする貸付けが適当と答申され、その後、見積り合わせにより貸付料が決定した後に締結されることとなります。

1. 追加資料に関する文書の提出（森友学園→財務局）・・・速やかに提出
(別添資料1)
2. 要望書の提出（森友学園→財務局）・・・27年1月中目途（別添資料2）

国有財産近畿地方審議会 平成27年2月予定

3. 処分等相手方決定通知、見積り合わせの連絡（財務局→森友学園）
審議会で処理適当の答申が出た場合、財務局から森友学園に通知書を送付。
4. 貸付料見積り合わせの実施（※来局が必要）・・・日程調整の上、速やかに実施
森友学園が財務局に見積書（別添資料3）を提出。3枚まで用意することが可能。
5. 貸付申請書の提出（森友学園→財務局）
見積り合わせの結果、決定した貸付料により提出（別添資料4）
6. 各種契約書類の送付（財務局→森友学園）
 - (1) 国有財産有償貸付合意書（別添資料5）
 - (2) 売買予約契約書（別添資料6）
 - (3) 確認書（別添資料7）
7. 上記6の各種契約締結（※来局が必要）・・・前もって決めておいた契約日に、森友学園が各種書類に押印して持参。財務局が押印し、各自1通を保管する。
★年額貸付料相当額を保証金として持参→持参方法、受入場所等は航空局と調整の上、別途連絡